

利根川栗橋流域水防事務組合監査委員条例

昭和39年 6月15日

水防組合条例第13号

改正 平成 9年10月13日

水防組合条例第 6号

改正 平成22年 2月17日

水防組合条例第 1号

改正 平成22年 2月17日

水防組合条例第 3号

(総則)

第1条 監査委員に関し必要な事項は、法令に規定するものを除く外、この条例の定めるところによる。

(目的及び設置)

第2条 利根川栗橋流域水防事務組合の経営に係る事業の管理及び出納その他組合の事務の執行を監査させるため、利根川栗橋流域水防事務組合に監査委員を置く。

(定例監査)

第3条 地方自治法（以下「法」という。）第199条第3項の規定による監査は、毎年9月にこれを行う。

(出納検査)

第4条 法第235条の2第1項の規定による例月出納検査は、毎年20日とする。ただし、例月出納検査が日曜又は祝日に当たるときは、その翌日とする。

第5条 前条による検査は、検査期日の前日までの収支について出納の適否を検査しなければならない。

第6条 第4条の規定による検査をしたときは、現金受払簿に検査年月日を記載し、例月検査にあつては、監査委員が署名捺印しなければならない。

(請求又は要求による監査)

第7条 法第75条第1項の規定による請求又は法第199条第5項の規定による要求があつたときは、その日から10日以内に監査に着手しなければならない。法第75条第3項及び第199条第8項の規定による公表は、前項の規定により着手した日から30日以内に行なわなければならない。

(監査結果の公表)

第8条 前条の規定による公表は告示によりこれを行う。

(意見書の署名捺印)

第9条 法第233条第3項及び令第5条第3項の規定による意見書には、審査を行なった監査委員は署名捺印しなければならない。

(給与及び書記)

第10条 監査委員の給与及び監査委員の事務を補助する書記の定数並びに給与その他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。